

令和8年2月20日招集

令和8年第2回琴浦町議会臨時会

【諸般の報告】

報告第3号 専決処分について〔建設工事請負変更契約の締結について（東伯総合公園サッカー場改修工事）〕

報告第3号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

1 建設工事請負変更契約の締結について

[東伯総合公園サッカー場改修工事]

令和8年2月20日 提出

琴浦町長 福本まり子

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

建設工事請負変更契約の締結について

[東伯総合公園サッカー場改修工事]

令和 8 年 2 月 9 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和8年1月9日付の第2回変更契約で専決処分を行った、東伯総合公園サッカー場改修工事について、「議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

○第3回変更契約後

工 事 名：東伯総合公園サッカー場改修工事

工 事 場 所：琴浦町大字田越

工事完成期限：令和8年3月16日

請 負 金 額：303,778,200円

契約の方法：限定公募型指名競争入札

契 約 者：【氏名】東伯総合公園サッカー場改修工事

馬野建設・若松組・美柑組特定建設工事共同企業体

【代表者住所】鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1840番地1

【代表者氏名】馬野建設 株式会社 代表取締役社長 馬野 慎一郎

【構成員住所】鳥取県東伯郡琴浦町大字松谷5番地1

【構成員氏名】株式会社 若松組 代表取締役 川瀬 光知夫

【構成員住所】鳥取県東伯郡琴浦町大字丸尾126番地

【構成員氏名】有限会社 美柑組 代表取締役 美柑 尚巳

変更後	変更前
4 請負金額 <u>303,778,200円</u>	4 請負金額 <u>302,955,400円</u>

備考 変更部分は下線の部分である。

※822,800円の増額

【増額の主な理由】

産業廃棄物処分量の確定に伴うもの、及び熱中症対策に係る現場管理費補正によるもの。